

参議院選挙制度見直しにあたっての基本的考え方

1. 現行憲法の下で考える。
2. 参議院として、できるだけ多様な人材を確保できる制度を目指す。
 - ⇒ 地方区と全国比例区の二本立ては維持する。
 - ⇒ 全国比例区に順位をつける選択を可能とする。
3. 地域代表としての都道府県選挙区はできるだけ尊重する。
4. 定数は現行通りとする。
5. 較差は2倍以内に抑える。
 - ⇒ 標準人口（175万人）（12,805万人÷73）
 - ・ 1人選挙区内の人口は、標準人口の $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{4}{3}$ の範囲とする。
 - ・ 2人選挙区も（標準人口×2）の $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{4}{3}$ とする。
 - ・ 以下同様（別表の通りとする。）
6. 標準人口の $\frac{2}{3}$ 以下の県は、隣接する県と合区する。
 - 合区は2県までとする。